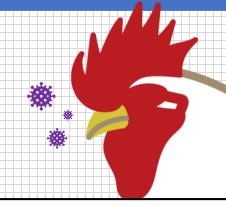
対策のポイント

高病原性 鳥インフルエンザ



- ▶ 渡り鳥の飛来により、今シーズンも高病原性鳥インフルエンザウイルスが 我が国に侵入するリスクは極めて高い状況です。
- ●本病の発生を予防するため、地域におけるリスク低減対策を推進し、 いま一度、農場におけるウイルス侵入防止対策を強化しましょう。

農場における発生予防対策

農場へのウイルス侵入防止対策の強化

飼養衛生管理の基本的な管理項目を毎月点検し、不備があれば改善。

- 人、物、車両の入出時対策
 - ・衛生管理区域専用の衣服や靴の使用。
 - ・着用前後で交差のない動線、明確な境界 を確保。
 - ・適切な車両消毒、手指消毒の実施。
 - ・家きん舎ごとの専用の靴の使用。
- 野生動物の侵入防止、誘引防止
 - ・畜舎の壁、防鳥ネット等の破損修繕。 →特にネコ、イタチ、カラス等の侵入を防止
 - ・ねずみ及び害虫の駆除
 - ・鶏卵・鶏糞の搬出口に覆いを設置。
 - ・餌置場の清掃、死体や廃棄卵の適切な処理など誘引を防止。

重点対策期間

渡り鳥の飛来が本格化する前の9月中には 防疫体制を整備。

10月から翌年5月までは警戒を強化。 特に11月から翌年1月までは重点対策期間。

健康観察と異状の早期発見 家きん所有者は毎日の健康観察を入念

に行い、異状を認めた場合は速やかに 管轄の家畜保健衛生所に届け出。

野鳥・野牛動物対策

- ・農場周辺のため池は、水抜きや忌避テープの 設置等により野鳥の飛来を防止
- ・農場周辺にカラス等の野鳥を誘引する施設や 生息に適した環境がある場合は解消
- ・野鳥等への安易な餌やり等の中止



近年の発生地域ではリスクが高いことを 認識し、特に重点的に対策を徹底。

家畜保健衛生所、産業動物獣医師など 第三者の視点も活用して対策を向上さ せましょう。





飼養家きんの異状を見つけた場合は、最寄りの家畜保健衛生所に連絡。